

へいせい ねんにがっ にち
平成22年2月15日

しょう しゃせいどかいかくすいしんかいぎ こうせいいん かくい
障がい者制度改革推進会議 構成員各位

しゃだんほうじん ぜんこくせきずいそんしょうしゃれんごうかい
社団法人全国脊髄損傷者連合会
こよう そのた ついかていあん
雇用その他へ追加提案

しょう ろうどうしゃ ふくしよく しょうばふつきけん げんそくきてい
障がい労働者の復職（職場復帰権）を原則規定とする。

ろんきよ
論拠

ろうどうしゃ ぎょうむじょうふしょう また しつぺい りょうよう お こういしょう しょうがい
1. 労働者が業務上負傷し又は疾病にかかり、療養を終え、後遺症（障害
ちりょうけいぞく つういんよう ばあい ごうりてきはいりよ ていきよう
・治療継続で通院要であっても）がある場合も、合理的配慮を提供するこ
とで職場復帰が原則的に可能です。（障害者の雇用促進）

しょうくむへんこう ばあい しょうくむけんしゅう せんてい しょうくばふつき
※職務変更の場合でも「職務研修」を前提とすることで「職場復帰」でき
ます。

しょうくむへんこう むずか ばあい しょうきぎょう れいさいきぎょう しょうくむ かぎ ばあい
※職務変更が難しい場合（小企業・零細企業＝職務が限られている場合
は）例外規定とする。この

ばあい あら しょうのうけんしゅう う はいりょとう しょうぎょうくんれん ひつよう
場合、新たな職能研修が受けられる配慮等（職業訓練など）が必要。

こうつうじ ことう せきずいそんしょう くるま しょう じむしよく かのう
2. 交通事故等で脊髄損傷し車いす使用していても、PC事務職は可能である
こと。

じこ しりよく うしな ほう つか ふくしよく じれい べっししんぶんき じ
3. 事故で視力を失った方もPCを使って復職している事例あり。別紙新聞記事
さんしょう じれい じょうし
参照事例は、上司や

どうりょう ごうりてきはいりよ せいこうれい
同僚の「合理的配慮」もあっての成功例といえます。

た ちょうかくしょうがい ほう おな じょうし どうりょう じゅわ けんしゅう
他にも聴覚障害の方が、同じく上司・同僚が「手話を研修」をしてコ
ミュニケーションを図り、職

でんたつ きょうぎ しょうば こりつせい な じれい
務の伝達・協議や職場での孤立性を無くした事例もある。

げんじょう しょうくばかんきょう しょうかいしゃ どうりょう どうじしゃ たいしよく
4. 現状では、脊損となると職場環境（会社・同僚・当事者も）では、退職
することが、一般的には「常

か まちが じょうしきか
識化されている」ことから、これを「間違いである」との「常識化」することが
しゃかいさんか じくあし かんが
社会参加の軸足と考えるからである。

ただ ぜんてい しゃほんにん ふくしよく のぞ ばあい
※但し、その前提として、障がい者本人が復職を望む場合

い かかんれんほう さんこう
【以下関連法】参考

ろうきほう かいこせいげん ほうだい じょう
労基法 解雇制限（法第19条）

しょうしゃ つぎ きかん ろうどうしゃ かいこ
使用者は、次の期間は労働者を解雇してはなりません。

ろうどうしゃ ぎょうむじょうふしょう また しつぺい りょうよう きゅうぎょう
（1）労働者が業務上負傷し又は疾病にかかり、療養のために休業する
きかんおよ その にちかん
期間及びその後30日間

ろうきほう かいこせいげん ほうだい じょう かいせいひつよう
労基法 解雇制限の例外（法第19条） 改正必要

しょうしゃ かいこせいげんきかんない つぎ ばあい かいこ
使用者は、解雇制限期間内であっても次の場合は解雇することができます。

ろうどうしゃ ぎょうむじょうふしょう また しつぺい りょうよう きゅうぎょう
（1）労働者が業務上負傷し又は疾病にかかり、療養のため休 業し、

療 養開始後3年を経過しても治らない場合で、平均賃金の1200日分を支払うとき。

障害者基本法（改正必要・〇数字のところ）

第3条 すべて障害者は、個人の尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有する。（障害者自立支援法は違法であった。）

《改正》平16法080

2 すべて障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する①機会が与えられる。

①機会が与えられる。は、例。機会を保障し、権利が行使できる。

経済活動＝就労活動も含まれる労働権と解する。（労働権）

《改正》平16法080

3 何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する②行為をしてはならない。

《追加》平16法080

②行為はならない。例。差別行為をなしたものは、差別禁止法に規定する「罰則」に照らして処分

される。罰則規定

（国及び地方公共団体の責務）

第4条 国及び地方公共団体は、障害者の権利の③擁護及び障害者に対する差別の防止を図りつつ障害者の自立及び社会参加を支援すること等により、障害者の④福祉を増進する責務を有する。・・・責務は、個人・団体・企業等が対象となる。

《全改》平16法080

③擁護・・・保障 ④福祉を増進する責務を有する。は、・・・地域で「自立した全生活」を確立する」ための福祉施策の適切で効果的な支援を（執行）保障するものである。